

フグの衛生確保に関する取扱要領

薬 発 第 5 5 5 号

昭和 6 0 年 3 月 1 9 日

(平 5 . 5 . 1 8 薬 発 第 7 8 ・ 一 部 改 正)

(平 1 0 . 1 2 . 4 薬 発 第 3 9 2 ・ 一 部 改 正)

(平 2 2 . 9 . 2 8 薬 第 9 6 1 ・ 一 部 改 正)

(目 的)

第 1 この要領は、フグ（フグを原材料として加工、製造、調理した食品（以下「加工品等」という。）を含む。）の販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）及び処理（有毒部位のすべてを除去することをいう。以下同じ。）等について、その衛生を確保することにより、フグによる食中毒の発生を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 この要領は、食用に供するフグの販売、処理又は加工等（加工、製造、調理することをいう。）を業として行う者及び施設に適用する。

(フグ処理施設)

第 3 フグ処理施設とは、次の各号に掲げる営業のための施設でフグの処理を行う施設をいう。

- 1) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 2 条第 1 項の規定による許可を受けた飲食店営業、魚介類販売業
- 2) 魚介類の加工を行う営業

(施設の届出)

第 4 1. フグ処理施設営業者は、フグ処理施設届（様式 1）を施設の所在地を管轄する保健所長に提出することとし、届出を受理した保健所長は、これを台帳として整理し、届出者にフグ処理施設届出済証（様式 2）を交付することとする。

2. フグ処理施設営業者は、届出内容に変更を生じ、又はフグ処理を廃止した場合は、フグ処理施設変更（廃止）届（様式 3）を施設の所在地を管轄する保健所長に提出すること。

3. フグ処理施設届出済証の再交付を申請しようとする場合は、再交付申請書（様式 4）を施設の所在地を管轄する保健所長に提出すること。

(フグ処理者)

- 第5 1. フグ処理施設には、フグ処理者を置かなければならない。
2. フグ処理者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
1) 第6に規定するフグ処理者講習会を受講した者
2) 他の都道府県又は市（保健所を設置するものに限る。）の条例、規則、要綱等の規定に基づくフグ処理の資格を有する者

（フグ処理者講習会）

- 第6 1. 知事は、フグに関する正しい知識を習得させるため、フグ処理者講習会を開催する。
2. フグ処理者講習会を受講しようとする者は、あらかじめ受講申込書（様式5）を住所を管轄する保健所長に提出すること。
3. 保健所長は、講習会を受講終了した者に対し、受講済証（様式6）を交付すること。

（フグ処理施設の要件）

- 第7 フグ処理施設は、次の要件を具備していること。
1) フグ処理に使用する包丁、まな板等の器具は専用のもを備えること。
2) 除去した卵巣、肝臓等の有毒部位専用の施錠できる廃棄物容器を備えること。
3) フグ処理施設届出済証及びフグ処理者受講済証、その他のフグ処理の資格を有することの証明書を施設の見易い場所に掲示しておくこと。

（取扱上の遵守事項）

- 第8 フグの取扱いにあたっては、次に掲げる事項を遵守すること。
1) 一般消費者に未処理のフグを販売してはならない。
2) 別表1又は別表1の2に掲げるフグの種類及び部位以外のものを食用に供する目的で販売し又は販売の用に供するために使用し、加工し、調理し若しくは陳列してはならない。
3) フグの処理は、フグ処理施設として届出をした施設において、フグ処理者又はフグ処理者監督のもとに行うこと。
4) 卵巣、肝臓等の有毒部位の除去は的確に行い、除去した有毒部位は他の食品又は廃棄物に混入しないよう第7第2号に規定する容器に保管し、焼却等の方法により確実に処分すること。
5) フグの処理に用いた包丁、まな板等の器具は、処理作業中であっても必要に応じ清水で十分洗浄すること。
6) 凍結したフグを使用する場合、解凍にあたっては、流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちに処理することとし、再凍結は行わないこと。
7) 凍結したフグを保管する場合は、 -18°C 以下の低温で行い保管中は温度の変動を少なくすること。

8) フグを凍結する場合は、新鮮な材料を用い、できる限り内臓を除去した状態で急速凍結することとし、グレーズは十分かけること。

(表 示)

第9 フグ加工品等について、次の事項を表示すること。

- 1) フグ刺しなどの生食用のものにあつては、食品衛生法施行規則第21条において表示義務のある事項に加えて、原料フグの種類、加工年月日又はロット番号等のロットが特定できるものを表示する。
- 2) 内臓を除去し、皮をはいだいわゆるみがきフグにあつては、原料フグの種類、処理業者氏名、処理施設所在地及び処理年月日を表示する。
- 3) 1)、2) 以外のフグ加工品にあつては、食品衛生法施行規則第21条において表示義務のある事項に加えて、原料フグの種類、加工年月日又はロット番号等のロットが特定できるものを表示する。なお、食品衛生法施行規則第21条で表示が義務付けられていない軽度の撒塩、生干し等簡単な加工を施したもの及び冷凍したものについても、これらの項目を表示する。
- 4) 別表1の2に掲げるフグ及び加工品にあつては、1)、2) に加え、漁獲海域名を表示する。
- 5) 原料フグの種類については、別表2に掲げる標準和名を用いることとし、標準和名である旨(標準和名〇〇フグ)を記載する。

(適 用)

本要領の適用は、昭和60年3月19日からとする。ただし、要領の第5、第7の3及び第8の3については、昭和60年11月1日から適用する。

別表 1

処理等により人の健康を損なうおそれがないと
認められるフグの種類及び可食部位

科 名	種 類 (種名)	部 位		
		筋 肉	皮	精 巢
フグ科	クサフグ	○	—	—
	コモンフグ	○	—	—
	ヒガンフグ	○	—	—
	ショウサイフグ	○	—	○
	マフグ	○	—	○
	メフグ	○	—	○
	アカメフグ	○	—	○
	トラフグ	○	○	○
	カラス	○	○	○
	シマフグ	○	○	○
	ゴマフグ	○	—	○
	カナフグ	○	○	○
	シロサバフグ	○	○	○
	クロサバフグ	○	○	○
	ヨリトフグ	○	○	○
サンサイフグ	○	—	—	
ハリセンボン科	イシガキフグ	○	○	○
	ハリセンボン	○	○	○
	ヒトヅラハリセンボン	○	○	○
	ネズミフグ	○	○	○
ハコフグ科	ハコフグ	○	—	○

- (注) 1 本表は、厚生省食品衛生調査会乳肉水産部会「有毒魚介類に関する検討委員会」における検討結果に基づき作成したものであり、ここに掲載されていないフグであっても、今後、鑑別法及び毒性が明らかになれば追加することもある。
- 2 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるフグに適用する。ただし、岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されるコモンフグ及びヒガンフグについては適用しない。
- 3 ○は可食部位。
- 4 まれに、いわゆる両性フグといわれる雌雄同体のフグが見られることがあることがあり、この場合の生殖巣はすべて有毒部位とする。
- 5 筋肉には骨を、皮にはヒレを含む。
- 6 フグは、トラフグとカラスの中間種のような固体が出現することがあるので、これらのフグについては、両種とも○の部位のみを可食部位とする。

別表1の2

処理等により人の健康を損なうおそれがないと
認められるフグの種類及び可食部位
(漁獲海域が限定されているもの。)

科名	種類(種名)	可食部位
フグ科	ナシフグ (有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。)	筋肉
	ナシフグ (有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。)	精巢

- (注) 1 有明海とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第109条第4項に規定する海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 2 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県土居町仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県の境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面で漁獲されたものであること。
- 3 筋肉には骨を含む。

別表2 フグの名称

1 トラフグ

(1)標準和名 トラフグ (フグ科)

(2)学名 *Fugu rubripes rubripes*(Temminck & Schlegel) 又は *Takifugu rubripes*(Temminck & Schlegel)

(3)地方名A トラフグ (札幌市) トラフグ、クマフグ (金沢市) トラフグ (東京都) トラ、シロ (京都市) シロ、トラフグ (大阪市) シロ、テツ、トラフグ (神戸市) トラフグ (広島市) ホンフグ、トラフグ (境港市) ホンフグ、シロ、モンフク (徳山市) モンブク、トラフグ、マフグ (高知市) シロ、ホンフグ (下関市) ダイマル、シロマル、シロフグ、ホンフグ (北九州市) トラフグ、モンフグ (宮崎市) トラフグ (枕崎市) トラフグ (青森市) トラフグ、シロ (仙台市) トラフグ、シロフグ (名古屋市) シロ、ホンフグ (萩市) トラフグ (福岡市) モンフグ (長崎市) フグ、マフグ、ダイマル (大分市) クマサカ (浜田市) トラフグ、トラ (鹿児島)

(4)地方名B イカフグ (富山、浜田) イガフグ (富山県一般、石見浜田) オオフク (備前児島郡呼松) オオフグ (岡山、香川) オオブク (岡山、広島、香川県木田郡庵治、讃州本多郡庵治) オヤマフグ (和歌山県、和歌浦、田辺、白崎、武州羽田) カンバ (有明海) キタマクラ (高知市) クマサカ (男鹿) クマサカフグ (新潟県石地) クマタカフグ (秋田県象潟) クロ (豊後杵築) クロモンフグ (別府) ケシフグ (豊前中津) ゲンカイフグ (下関、大分県長洲、壱岐、玄海) ドジラフグ (福岡県柳河、有明海) トラフグ (神奈川県三崎、紀州串本、塩屋、周参見、有明海、江ノ島、寺泊、東京) フク (能生、福岡、下関) フグ (能生、有明海) フクツトウ (浦戸) フクト (高知) ホンフグ (別府、下関) マグロ (浦戸) マフグ (下関、広島、明石) モンツキ (下関) モンフク (高知) モンフグ (高知、別府) モンブク (別府、高知、玄海)

2 カラス

(1)標準和名 カラス (フグ科)

(2)学名 *Fugu rubripes chinensis*(Abe) 又は *Takifugu chinensis*(Abe)

(3)地方名A ガートラ (札幌市) ガトラ (東京都) カラス、クロ (京都市) クロ、カラス (大阪市) クロ、カラス (神戸市) ヒゲグロ (広島市) ホンフグ、トラフグ (境港市) ガー、クロ、カラス (徳山市) カラス (高知市) クロ、ガーブク (下関市) クロ、ガーブク (萩市) ダイマル、クロマル、ホンフグ、ガータロ (北九州市) カラスフグ、クロ、ガトラ (仙台市) カラスフグ、クロフグ (名古屋市) カラス (福岡市) クロモンフグ (長崎市) フグ、ダイマル (大分市)

(4)地方名B ナメラフグ (秋田県象潟)

3 マフグ

(1)標準和名 マフグ (フグ科)

(2) 学名 *Fugu vermiculare porphyreum*(Temminck & Schlegel) 又は *Takifugu porphyreus*(Temminck & Schlegel)

(3) 地方名 A ナメラフグ、マフグ (札幌市) マフグ、ナメラ (金沢市) ナメラフグ (東京都) ナメラ (京都市) ナメラ (大阪市) ナメラ (神戸市) ナメタフグ (広島市) ナメタ、ナメラフグ (境港市) ナメラ、ナメット (徳山市) ナメラ、ナメタ (下関市) ナメラ、ナメタ (北九州市) ナメラ (青森市) ナメフグ (仙台市) ナゴヤフグ (名古屋市) ナメタ (萩市) ナメラフグ (福岡市) ナメラ (長崎市) ナメタ (浜田市)

(4) 地方名 B クロフグ (小名浜) ショウサイ (東京) ナメタロウ (ナメタロオ) (島根) ナメラ (下関、東京) ナメラフグ (下関) ナラメ (東京) フグ (玄海) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) マフグ (神奈川県三崎) メアカ (御豊瀬、高知市) メイジョ (メイジヨ) (越後、新潟) モンツキ (広島県賀茂郡)

4 シマフグ

(1) 標準和名 シマフグ (フグ科)

(2) 学名 *Fugu xanthopterum*(Temminck & Schlegel) 又は *Takifugu xanthopterus*(Temminck & Schlegel)

(3) 地方名 A シマフグ (東京都) シマフグ (京都市) シマフグ (大阪市) キタマクラ、シマフグ (神戸市) サバフグ、ゲイシャフグ (徳山市) シマフグ、キタマクラ (高知市) シマフグ、オテラ、オマン、キタマクラ (下関市) シマフグ、アオフグ、アオマル (北九州市) シマフグ (仙台市) シマフク、オテラ、オマン、キタマクラ (萩市) シマフグ (福岡市) シマフグ (長崎市) キタマクラ (大分市) シマフグ (名古屋市)

(4) 地方名 B アカメフグ (柳河、中島、有明海) オヤマ (明石) オヤマフグ (和歌山市雑賀崎、和歌山県南部、鳥羽) カンバ (有明海) ゲンカイフグ (須崎、玄海) サバフグ (広島、明石) シマフグ (富山県東岩瀬、新湊、氷見、寺泊、象潟) スゲフグ (長崎) トラフグ (有明海、柳河)

5 ショウサイフグ

(1) 標準和名 ショウサイフグ (フグ科)

(2) 学名 *Fugu vermiculare vermiculare*(Temminck & Schlegel) 又は *Takifugu vermicularis snyderi*(Abe)

(3) 地方名 A ショウサイフグ、ゴマフグ (東京都) ナゴヤ、ショウサイ (大阪市) ナゴヤ (神戸市) ナゴヤ、ナゴヤフグ (徳山市) ナゴヤ (下関市) モフグ、ナゴヤ (北九州市) メアカフグ (青森市) シオサイフグ (仙台市) ナゴヤ (萩市) ショウサイ (福岡市) ナゴヤ (長崎市) ナゴヤフグ、コマル (大分市) ナゴヤ (浜田市)

(4) 地方名 B アオシバ (房州高の島) イソフグ (壱岐) カマヤフグ (鳥羽) ガンバ

(長崎) ガンバチ (長崎) ゴマフグ (東京) コメフグ (秋田県象潟) シホサイフグ (紀州各地) シホサエフグ (紀州各地) ショウサイフグ (シヨオサイフグ、シヨオサイフグ) (大阪、東京、江ノ島) ショサイフグ (シヨサイフグ) (志摩国浜島) シワブク (讃岐国香川郡雌雄島村) ススめフグ (熊本) スズめフグ (熊本、新潟、福岡県柳河、有明海) チャンフグト (鹿児島) チンチンブク (島根、石見浜、田唐鐘村) ドクフグ (長崎) ナゴヤフグ (三崎、泉州岸和田、伊予国宇和島、石見浜田、玄海、下関) ナゴヤブク (広島県) フク (滑川、高知、小野田、熊本) フグ (熊本、小名浜、越後、新発田、有明海) フクツトオ (高知浦戸) フクト (土佐柏島、壱岐、浦戸) フグト (鹿児島、和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) マガンバ (長崎) マフク (熊本県、富山県) マフグ (小名浜、肥後国天草郡牛深、富山、東京、有明海) マメフグ (越後) モフグ (福井県) モブク (福井)

6 ナシフグ

(1) 標準和名 ナシフグ (フグ科)

(2) 学名 *Fugu vermiculare radiatum*(Temminck & Schlegel) 又は *Takifugu vermicularis*(Temminck & Schlegel)

(3) 地方名A ナシフグ、ゴマフグ (東京都) ナゴヤ (大阪市) スナフグ、ナゴヤ (下関市) コマル、ナゴヤ (北九州市) ナゴヤフグ、ショウサイフグ (名古屋市) ナゴヤフグ (福岡市)

(4) 地方名B ショウサイフグ (東京) ナジブク (柳河) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜)

7 コモンフグ

(1) 標準和名 コモンフグ (フグ科)

(2) 学名 *Fugu poecilonotum*(Temminck & Schlegel) 又は *Takifugu poecilonotus*(Temminck & Schlegel)

(3) 地方名A コメフグ (金沢市) コモンフグ、ゴマフグ (東京都) ナゴヤフグ (高知市) ナゴヤ (下関市) コマル、ナゴヤ、ヒガンフグ、モフグ (北九州市) ナゴヤフグ (名古屋市) ナゴヤ (大阪市) コモンフグ (福岡市) ナゴヤ (長崎市)

(4) 地方名B カンバ (有明海) ギシフグ (伊予川之江) ギンブク (広島県賀茂郡、佐伯郡) コメフグ (富山県新湊、東岩瀬) コモンフグ (相模三崎、玄海) ダイコンフグ (玄海、志賀島) ナヅフグ (松島) ヒガンフグ (三崎) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) ホシフグト (鹿児島) メアカフグ (宮崎県)

8 ヒガンフグ

(1) 標準和名 ヒガンフグ (フグ科)

(2) 学名 *Fugu pardale*(Temminck & Schlegel) 又は *Takifugu pardalis*(Temminck & Schlegel)

- (3) 地方名A ヒガンフグ(札幌市) アカメフグ(東京都) アカメ(大阪市) アカメフグ(境港市) モブク(徳山市) コウヨシ、ヒガンフグ(下関市) ヒガンフグ、モブク(北九州市) ナメラ(青森市) アカメ(仙台市) ナゴヤ(神戸市) ヒガンフグ(福岡市)
- (4) 地方名B アカフグ(富山県氷見) アカメ(館山、天草、東京) アカメフグ(東京、房州館山、肥後天草、陸前渡ノ波、男鹿、白浜) オンビキ(播磨明石地方、明石) サンガツフグ(松島) チンチンフグ(石見那賀郡浜田) トラフグ(富山県魚津、長崎、秋田県象潟) ナゴヤフグ(三崎、淡路) ナメラフグ(玄海) ヒガンフグ(相模三崎、福岡県柳河、下関、玄海、江ノ島) ヒガンブク(志賀島、寺泊) ヒンガンフグ(三崎、相州三崎) マフグ(三崎、浅虫、天草、有明海、陸奥浅虫、肥後天草、相州三崎) メアカフグ(伊豆) モチダブク(広島県賀茂郡) モブク(讃岐雌雄島、小野田) モブク(広島県) モンバフグ(但馬浜坂) ヨリトフグ(三重県、相模三崎)

9 クサフグ

- (1) 標準和名 クサフグ(フグ科)
- (2) 学名 *Fugu niphobles*(Jordan & Snyder) 又は *Takifugu niphobles*(Jordan & Snyder)
- (3) 地方名A クサフグ(東京都) アカメフグ(神戸市) アカメフグ(境港市) シャジャブク、スナブク、イソフク(徳山市) スナフグ、ハマフグ、チーチーブク(下関市) コマル、クサフグ、スナフグ(北九州市) クサフグ(青森市) ハマフク(萩市) クサフグ(福岡市)
- (4) 地方名B アカメフグ(島根) カンバ(有明海) ギンフグ(富山) クサフグ(三崎、江ノ島) サメ(富山) ショウサイフグ(シヨオサイフグ)(三崎、鳥羽) ジンブク(佐渡ヶ島) スズメフグ(天草、有明海) スナフグ(広島) スナブク(広島県) チイチイフグ(山口) ナシフグ(有明海) ハマフグ(下関) フク(富山県) フグ(浜名湖) フクットウ(高知市) フグト(和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン(雑賀崎、白浜) マメフグ(長崎五島) メアカフグ(静浦)

10 ゴマフグ

- (1) 標準和名 ゴマフグ(フグ科)
- (2) 学名 *Fugu stictonotum*(Temminck & Schlegel) 又は *Takifugu stictonotus*(Temminck & Schlegel)
- (3) 地方名A ゴマフグ(札幌市) サメフグ、サバフグ(金沢市) ゴマフグ(東京都) ゴマ(大阪市) ギンナン、サバフグ(神戸市) ゴマ(徳山市) サバフグ(下関市) ゴマフグ、サバフグ(北九州市) サバフク(萩市) ゴマフグ(福岡市) サバフグ(浜田市)
- (4) 地方名B サバフグ(東京、下関、秋田県象潟) サフグ(東北地方) サワフク(富山県) フグト(雑賀崎、白浜) フグトン(雑賀崎、白浜)

11 アカメフグ

(1)標準和名 アカメフグ (フグ科)

(2)学名 *Fugu chrysops*(Hilgendorf)

(3)地方名A アカメフグ (東京都) アカメ (大阪市) アカメフグ (境港市) モブク (徳山市)

(4)地方名B アカフグ (志摩御座村) アカメ (高知) アカメフグ (相模三崎、玄海、江ノ島) オキフグ (紀州白崎、辰ヶ浜) ヒガンフグ (下関) メアカ (紀州白崎、瀬戸、二木島、辰ヶ浜) メアカフグ (紀州塩屋)

12 ムシフグ

(1)標準和名 ムシフグ (フグ科)

(2)学名 *Fugu exascurum*(Jordan & Snyder)

(4)地方名B コモンフグ (三崎) ナゴヤフグ (三崎)

13 メフグ

(1)標準和名 メフグ (フグ科)

(2)学名 *Fugu ocellatus obscurum*(Abe)又は *Takifugu obscurus*(Abe)

14 シロサバフグ

(1)標準和名 シロサバフグ (フグ科)

(2)学名 *Lagocephalus* sp. 又は *Lagocephalus wheeleri* Abe, Tabeta & Kitahama

(3)地方名A ギンフグ (金沢市) サバフグ (東京都) サバフグ (名古屋市) サバフグ (京都市) サバフグ (大阪市) ギンフグ (神戸市) ギンフグ (高知市) キンフグ、カナフグ (境港市) ギロ、ギンフグ (徳山市) カナフグ (萩市 (越ヶ浜)) ギロ、カナト、ギンフグ (下関市) カナト、シロカナト、ホンカナト、キンカナト (北九州市) シロサバフグ (福岡市) サバフグ (長崎市) カナト、ギンフグ (大分市) キンフグ (宮崎市) キンフグ、サバフグ (枕崎市) チャンプク、サバフグ、キンブク (鹿児島市) キンフグ (浜田市)

15 クロサバフグ

(1)標準和名 クロサバフグ (フグ科)

(2)学名 *Lagocephalus gloveri* Abe & Tabeta

(3)地方名A サバフグ (大阪市) サバフグ (高知市) ギロ、アオカナト、アオマル (下関市) カナト、クロカナト、アオカナト (北九州市) アオフグ (宮崎市) クロサバフグ (福岡市) カナト (大分市) チャンプク、サバフグ、クロ (鹿児島市) チャンプク、サバフグ、クロ (枕崎市)

(4)地方名B (シロサバフグも含む) カナト (玄海、下関) カナトウ (志賀島) キタマクラ (長崎) キロフグ (広島) キロブク (広島県佐伯郡、広島市) キンカンバ (長

崎) キンガンバ(長崎) キンキュウ(キンキュウ)(丹波宮津、宮津) キンフグ(玄海、有明海) キンブク(福井県、長崎県、熊本県三角、有明海) ギンフグ(新潟) ギンフグ(東京、三崎、高知、室戸、長崎、肥後天草郡牛深、下関、鳥羽) ギンブク(高知、室戸、石川県宇出津、長崎県、御畳瀬、広島県賀茂郡、三角、福井、有明海) ギンブク(福井、長崎、三角、柳河、有明海) キンフグト(鹿児島) ギンフグト(鹿児島) クロフグ(長崎) コガネ(銚子) サバフグ(富山県東岩瀬、紀州各地、静浦、長崎、玄海、和歌山県) サバブク(高知県宿毛、須崎、江ノ島、寺泊) サンキュウ(サンキュウ)(宮津) シオサイフグ(志摩国鳥羽) ショウサイフグ(シヨオサイフグ)(鳥羽) ドクフグ(大村湾) メアカフグ(須崎) ワタルフグ(富山県東岩瀬)

16 カナフグ

- (1) 標準和名 カナフグ (フグ科)
- (2) 学名 *Lagocephalus laevigatus inermis*(Temminck & Schlegel)又は *Lagocephalus inermis*(Temminck & Schlegel)
- (3) 地方名A カナフグ(東京都) ギンフグ(広島市) キンフグ、カナフグ(境港市) キタマクラ(高知市) ギロ、キタマクラ(下関市) カナフグ(北九州市) カナフグ(福岡市)
- (4) 地方名B アヲフグト(鹿児島) カナフグ(房州高の島、東京、玄海) カナブク(長崎) キタマクラ(長崎) ギロオ(伊予波止浜) タカトオフグ(三崎) ヨリトフグ(三崎)

17 ヨリトフグ

- (1) 標準和名 ヨリトフグ (フグ科)
- (2) 学名 *Liosaccus pachygaster*(Müller & Troschel)又は *Sphoeroides pachygaster*(Müller & Troschel)
- (3) 地方名A ヨリトフグ(東京都) ヨリトフグ(北九州市) ミズフグ(大分市)
- (4) 地方名B チョウチンフグ(愛知県三谷) デデフグ(小田原) ミズフグ(沼津)

18 クマサカフグ

- (1) 標準和名 クマサカフグ (フグ科)
- (2) 学名 *Lagocephalus lagocephalus oceanicus* Jordan & Evermann
- (4) 地方名B クマサカフグ(新潟県寺泊)

19 ホシフグ

- (1) 標準和名 ホシフグ (フグ科)
- (2) 学名 *Boesemanichthys firmamentum*(Temminck & Schlegel)

20 サザナミフグ

- (1)標準和名 サザナミフグ (フグ科)
- (2)学名 *Tetraodon hispidus* Linnaeus

21 モヨウフグ

- (1)標準和名 モヨウフグ (フグ科)
- (2)学名 *Tetraodon stellatus* Bloch & Schneider
- (4)地方名B キタマクラ (高知市、下関)

22 シロアミフグ

- (1)標準和名 シロアミフグ (フグ科)
- (2)学名 *Tetraodon alboreticulatus* Tanaka

23 イシガキフグ

- (1)標準和名 イシガキフグ (ハリセンボン科)
- (2)学名 *Chilomycterus affinis* Günther
- (4)地方名B イガフグ (辰ヶ浜、田辺、下関) イシガキフグ (三崎、江ノ島) イバラフグ (周参見、田辺) コンペ (越後、新潟) チョウチンフグ (白浜) トーアバター (沖縄) バラフグ (高知県沖ノ島) バラフクト (高知県沖ノ島) ハリフグ (塩屋、白崎)

24 ハリセンボン

- (1)標準和名 ハリセンボン (ハリセンボン科)
- (2)学名 *Diodon holacanthus* Linnaeus
- (4)地方名B アバス (奄美) イガフグ (小野田、下関) イバラフグ (富山県魚津、四方、新湊、富山) イラフグ (須崎、安芸、室戸、土佐、高知) イラブク (高知県須崎、安芸、室戸) イラブクト (土佐 須崎、高知) カセフグ (宮古湾) カゼフグ (宮古湾) スズメフグ (福井県高浜) バラフグ (高知、千葉県高島、三崎) バラブク (伊予、愛媛、高知) バラフクト (高知、土佐柏島) バラブクト (高知) ハリオ (ハリヲ) (越後、新潟) ハリセンボ (越後、新潟) ハリセンボン (相模三崎、富山県生地、東岩瀬、富山、江ノ島、寺泊、秋田県象潟) ハリフク (富山県) ハリフグ (茨城県大津、紀州各地、和歌山、鳥羽) ハリブク (広島県)

25 ヒトヅラハリセンボン

- (1)標準和名 ヒトヅラハリセンボン (ハリセンボン科)
- (2)学名 *Diodon liturosus* Shaw
- (3)地方名A ハリセンボン (金沢市) ハリセンボン (名古屋市) ハリセンボン、チョウチンフグ (高知市) シジュウフグ (境港市) ハリフグ、イゲフグ (北九州市)

26 ネズミフグ

- (1)標準和名 ネズミフグ (ハリセンボン科)
- (2)学名 *Diodon hystrix* Linnaeus
- (4)地方名B イノーアバサー (沖縄)

27 ハコフグ

- (1)標準和名 ハコフグ (ハコフグ科)
- (2)学名 *Ostracion cubicus* Linnaeus
- (4)地方名B ウミスズメ (白崎) カクフグ (高知県安芸) キツネ (富山県新湊) コウコウフグ (玄海) コウゴウフグ (広島県賀茂郡) コウゴウブク (志賀島) コウゴウヲ (和泉地方) コウボウフグ (小野田) ゴオゴオフグ (広島県賀茂郡) コオボオフグ (小野田) コゴウオ (コゴウヲ) (和歌山県田辺、塩屋、辰ヶ浜) ゴコウオ (高知) コゴメフク (高知) コゴメフグ (高知) コブク (富山県東岩瀬) コンゴウフグ (柏島) シュウリ (シュウリ) (和歌山県、紀州鉛山、周参見、串本、西向、木ノ本、二木島) シュウレ (シュウレ) (太地) スッポ (スツポ) (鹿児島) セキフグ (鹿児島) ハコシュウリ (ハコシュウリ) (紀州木ノ本) ハコシュウレイ (ハコシュウレイ) (和深) ハコフグ (神奈川県三崎、東京、下関、室戸、江ノ島、寺泊) ハコマクラ (和歌山市雑賀崎) マクライオ (有明海) マックワバク (沖縄) モチゴメブク (宿毛) モチゴメユオ (高知県須崎) モモシュウリ (尾鷲) ヨメジョウフグ (津屋崎)

28 サンサイフグ

- (1)標準和名 サンサイフグ
- (2)学名 *Fugu flavidus*(Li, WANG & Wang)又は*Takifugu flavidus*(Li, Wang & Wang)
- (3)地方名 イロモノ、モフグ、ウグイス、アカボシフグ、コウライフグ

注1) 標準和名及び学名はシロサバフグ及びクロサバフグを除き、『日本産魚名大辞典』(日本魚類学会編)又は『原色魚類検索図鑑』(北隆館)に基づくものであり、シロサバフグ及びクロサバフグは、現在までの研究報告を基に有毒魚介類に関する検討委員会において検討した結果に基づくものである。

2) 学名において、命名者がかっこでくくってあるものは、その人の命名後に属名などの変更があったことを示す。

3) 地方名Aは、山口県下関水産事務局の調査結果に基づくものであり、卸売市場で使用される名称で、アンダーラインを付した部分は最もよく使用される名称である。

2) 地方名Bは『日本産魚名大辞典』に基づくものである。なお、クロサバフグの地方名Bには、シロサバフグの地方名も含まれているため、ここに地名の記載のあるところにあっては、昭和57年10月22日環乳第68号「ドクサバフグについて」の通知に基づき、シロサバフグかクロサバフグかの確認を行っておく必要がある。

参考

フグ加工品等の表示について

以下の項目について、外装に表示する。

複数の個包装された製品が一つの箱に入れられて販売される場合、それぞれの製品の必要事項を外装に表示する。

加工品等	フグ刺し等の生食用のもの	みがきフグ	左記以外のフグ加工品	軽度の撒塩、生干し等簡単な加工を施したものと及び冷凍したもの
名称	○	—	○	△
消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠した年月日	○	—	○	△
加工年月日又はロット番号	△	—	△	△
処理年月日	—	△	—	—
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名	○	—	○	△
処理業者氏名及び処理施設所在地	—	△	—	—
添加物を含む旨	○	—	○	△
アレルギー物質を含む旨	○	—	○	—
保存方法（定められている場合はその基準に合う方法）	○	—	○	△
生食用であるかないかの別	○	—	—	—
原料フグの種類※1	△	△	△	△
漁獲海域名※2	△	△	△	△
遺伝子組換え作物である食品である旨	—	—	○	—
その他※3	—	—	○	—

○：食品衛生法で表示が義務付けられる項目

△：本要領に基づき表示が必要な項目

※1：標準和名を表示するとともに、標準和名である旨を記載する。

※2：ナシフグに限る。

※3：魚肉練り製品のpH、水分活性、殺菌方法、冷凍食品の飲食に供する際に加熱を要するかどうか等食品衛生法で義務付けられている項目に該当する場合に表示する。

様式 1

年 月 日

島根県 保健所長 様

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

フグ処理施設届

フグの処理を行いたいので、フグの衛生確保に関する取扱要領第4第1項の規定により届け出ます。

記

1	施設の所在地				
2	施設の名称、屋号又は商号				
3	営業の種類				
4	フグ処理開始年月日				
5	フグ処理者	氏名	資格取得年月日 ・ ・		資格取得年月日 ・ ・
			講習会・免許No.		講習会・免許No.
		氏名	資格取得年月日 ・ ・		資格取得年月日 ・ ・
			講習会・免許No.		講習会・免許No.

- 添付書類
- ・施設の構造設備を明らかにした図面
 - ・フグ処理者については、フグ処理者講習会受講済証、その他の都道府県又は市（保健所を設置するものに限る。）の条例、規則、要綱等の規定に基づくフグ処理の資格を有する者にあつては、当該資格を有することの証明書

第 号

アグ処理施設 届出 済 証

届 出 者 の 氏 名
施設 の 所在地
施設 の 名称、屋号又は商号
施設 の 種類
交 付 の 年 月 日

年 月 日
島根県 保健所長

様式 3

年 月 日

島根県 保健所長 様

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

フグ処理施設変更（廃止）届

下記のとおり変更（廃止）したので、フグの衛生確保に関する取扱要領第4第2項の規定により届け出ます。

記

1	施 設 の 所 在 地	
2	営 業 の 種 類	
3	変 更（廃止）年月日	
4	変 更 の 内 容	
5	変 更 の 理 由	

- 添付書類
- ・ 構造設備の変更にあつては、変更後の構造設備の状況を明らかにした図面
 - ・ フグ処理者については、フグ処理者講習会受講済証、その他の都道府県又は市（保健所を設置するものに限る。）の条例、規則、要綱等の規定に基づくフグ処理の資格を有するものにあつては、当該資格を有することの証明書

様式 4

年 月 日

島根県 保健所長 様

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

フグ処理施設届出済証再交付申請書

下記のとおりフグ処理施設届出済証の再交付を受けたいので、フグの衛生確保に関する取扱要領第4第3項の規定により申請します。

記

1	施設の名称、屋号又は商号	
2	施設の所在地	
3	営業の種類	
4	再交付の理由	
5	参考事項	

様式 5

フグ処理者講習会受講申込書

年 月 日

島根県 保健所長 様

氏 名

フグ処理者講習会を受講したいので、フグの衛生確保に関する取扱要領第6第2項の規定により申し込みます。

フグ処理者講習会受講済証

住 所

氏 名

あなたは、 年 月 日に実施したフグの衛生確保に関する取扱要領第 6 第
1 項の規定に基づくフグ処理者講習会を受講したことを証します。

年 月 日

島根県 保健所長